

7. 港湾運送事業料金

(1) 港湾荷役料金 (参考)

(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)

平成 12 年 11 月 1 日の法律改正に伴い届出料金に移行

I. 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1 トンにつき 単位円)

品 目			金 額		
			接岸本船←→ 上屋・野積場内	接岸本船←→ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入	1,052	939	
		空	893	797	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		2,053	1,882	
	ノックダウン自動車 完成車 (重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)		1,587	1,455	
		完成車 (重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)	2,222	2,022	
包 装 品	袋物		2,787	2,543	
	ボール物		2,728	2,487	
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類 (1 個当り 5 トン未満のもの)		3,046	2,807
		機 械 類 (1 個当り 5 トン以上のもの)		2,222	2,022
		青 果 類		2,285	2,073
		冷凍品・冷蔵品	—	4,391	
有 姿 貨 物	タイヤ		2,091	1,933	
	巻取紙 (内地産)		1,681	1,503	
	木 材 (岸壁揚げのもの)	原 木	米 国 材	1,507	1,354
			南 洋 材	2,077	1,924
		製 材		1,647	1,488
	非鉄金属類 (半製品・鋳鉄・地金)		2,468	2,219	
	鋼 材	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)		2,378	2,173
		鋼 管 (口径 12 インチ以上のもの) コイル		2,022	1,847
石 材		2,422	2,249		

撒貨物	小麦 肥料原料 鉍礦石(粉)	1,693	1,511
	鉍礦石(塊) 特殊鉍礦石	2,271	2,066
	砂糖	2,193	2,033

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

② 「接岸本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～ 22人 (19人)	23人～ 29人 (26人)	30人～ 36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (08時30分から 16時30分まで)	47,980	74,710	101,500	128,270	151,080
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	74,640	116,210	157,890	199,540	235,010

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては08時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、08時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～ 22人 (19人)	23人～ 29人 (26人)	30人～ 36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (08時30分から 16時30分まで)	380,640	592,700	805,240	1,017,610	1,198,570
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	380,640	592,700	805,240	1,017,610	1,198,570

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配の申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低

料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 7円

7. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. そ の 他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(2)船内荷役料金 (参考)

(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)

平成 12 年 11 月 1 日の法律改正に伴い届出料金に移行

I. 適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1 トンにつき 単位円)

品 目			金 額		
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入	514		
		空	437		
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		1,259		
	ノックダウン自動車		974		
	完成車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）		1,285		
	完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）		1,285		
包 装 品	袋 物		1,649		
	バール物		1,600		
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		1,950	
		機 械 類（1個当り5トン以上のもの）		1,285	
		青 果 類		1,289	
冷凍品・冷蔵品		3,246			
有 姿 貨 物	タイヤ		1,369		
	巻取紙（内地産）		833		
	木 材	水落しのもの	原 木	561	
		岸壁揚げのもの	原 木	米 国 材	781
				南 洋 材	1,381
			製 材	895	
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）		1,286		
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1,422	
		鋼 管（口径12インチ以上のもの）		1,209	
		コイル		1,209	
石 材		1,640			
撒 貨 物	小 麦		828		
	肥料原料 鉍 礦 石（粉）		1,313		
	鉍 礦 石（塊） 特殊鉍礦石		1,313		
	砂 糖		1,468		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- ① 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上取卸し、フックをはずすまでの作業。
- ② 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が、

- ① 1,000 トン以上 3,000 トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の 5%
- ② 3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の 7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の 5% に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000 トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～ 13人 (11.5人)	14人～ 17人 (15.5人)	18人～ 21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (08時30分から 16時30分まで)	29,860	45,760	61,680	77,590	89,540
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	46,450	71,180	95,950	120,700	139,280

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては08時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、08時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～ 13人 (11.5人)	14人～ 17人 (15.5人)	18人～ 21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (08時30分から 16時30分まで)	236,890	363,030	489,330	615,550	710,350
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	236,890	363,030	489,330	615,550	710,350

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配の申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

7. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. その他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

船内荷役別掲料金

1. ハッチ蓋、ビーム開閉作業手伝料金（1碇泊、1船艙につき）

（単位円）

区 分	昼 間	夜 間
2,000G/T 未満	5,340	7,500
2,000～4,000G/T	8,030	11,230
4,001～6,000G/T	13,380	18,750
6,001G/T 以上の一般貨物船	26,810	37,550
外航撒貨物船	32,190	45,070
スチール・ハッチ装備船（自動開閉式に限る）の中蓋開閉作業を行った場合	5,340	7,500

備考 (1) 碇泊中船長の命令、天候、その他の事由で中間時に当該作業を行った場合は、実作業時間に対し船内荷役料金4項の待機料金相当額を申し受けます。

(2) 特殊船艙（ディーブタンク、冷蔵庫等）の当該作業は、実作業時間に対し船内荷役料金4項の待機料金相当額を申し受けます。

(3) 本作業が昼夜間に分れた場合は、それぞれ料金の半額を合算して申し受けます。

2. スタンバイ・ギア手伝料金（1碇泊、1船艙、1セットにつき）

（単位円）

区 分	昼 間	夜 間
デリックの上下及びトリミング	35,640	53,280
トリミング	21,190	31,530

備考 (1) 1セットの意味はデリック、ウインチ等ギアの一組をいう。

(2) デリックの上下及びトリミングとは、荷役開始時にデリックが降りたままになっている状態から1st Slingが通過可能となるまでのギアを準備した場合をいう。

(3) トリミングとはデリックが、Set upされている状態から1st Slingが通過可能な状態となるまでのギアを準備した場合をいう。

(4) 中間時のギアの段取替えやトリミング（デリックの上下を伴う）については、上記料金を支払った上は回数に関係なく無料となる。

(5) 昼間、夜間の区分は最初に本作業に取りかかった時刻を基準とする。

3. エキストラ・レバー料金（1人につき）

（単位円）

昼 間 (08:30～16:30)	27,600	標 準
半 夜 (16:30～21:30)	27,600	標 準
後 夜 (21:30～04:30)	31,480	標 準

備考 手配取消の場合、手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降作業開始時間（当日08時30分）1時間前までに取消の場合は本料金の6割、それ以降取消の場合は10割とします。

4. カーペンター料金
ラッシャー料金 } 船積貨物固定区画料金表を適用します。

5. スーパーバイザー料金 (1人につき)

(単位円)

昼間 (08:30~16:30)	32,480	標準
半夜 (16:30~21:30)	32,480	標準
後夜 (21:30~04:30)	37,030	標準

備考 特別の業務に従事した場合に限り適用します。

6. 最低料金

(単位円)

区 分		9人以下 (7.5人)	10人~ 13人 (11.5人)	14人~ 17人 (15.5人)	18人~ 21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
後夜	21:30~04:30	223,870	343,280	462,690	582,090	671,660

備考 本料金は、基本料金と待機料金及び割増料金の合算額が上記金額に満たない場合に適用します。

7. 荷繰作業料金

(単位円)

作業形態	料金内容
同一船艙内における作業の場合	船内荷役料金
他船艙への作業の場合	船内荷役料金+船内荷役料金
はしけ使用による作業の場合	船内荷役料金+はしけ運送料金+船内荷役料金
岸壁利用による作業の場合	船内荷役料金+沿岸荷役料金+船内荷役料金

備考 本料金には、それぞれの作業形態の場合に応じて、港湾荷役料金 (船内荷役料金・沿岸荷役料金)、はしけ運送料金に係る所定の割増料金等を適用します。

8. 本船直移し作業料金

作業形態	区 分	料金内容
甲本船から乙本船 への直移しの作業	両船とも 500 総トン以上の 船舶である場合	船内荷役料金+船内荷役料金
	いずれか一方が、500 総トン 未満の船舶である場合	船内荷役料金+ (船内荷役料金×1/2)

備考 本料金には、港湾荷役料金 (船内荷役料金) に係る所定の割増料金等を適用します。

9. 後夜荷役割増料金 (21:30以降)

12割増とします。

10. 日曜日、祝祭日荷役割増

日曜日、祝祭日に荷役した際は、諸料金（待機料金、最低料金）及び別掲料金の各項料金についても夫々10割増とします。

11. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

作業構成員数（標準）の区分

待機料金、半端作業に関する作業構成員数の区分別該当品目は下表の通りとします。

作業構成員数	品 目
9 人 以 下 (7.5 人)	北洋材（水落し・岸壁揚共）、南洋材（水落し・岸壁揚共）、米国材（岸壁揚）、 撒貨物（バケット取り）
10 人～13 人 (11.5 人)	パレタイズ貨物、バン・パック、プレスリング、バックコンテナ、コンテナ、 ノックダウン自動車、葉タバコ（樽物）、鋼材、角材（水落し・岸壁揚共）、綿 花（プレスリング）、自動車（ロールオン船を除く）
14 人～17 人 (15.5 人)	ベール物（綿花）、缶詰、板ガラス、パルプ、碇子、ケーブル、雑貨（ベール 物・袋物・カートン・ケース共）、金物類、化学品、紙、非鉄原料、合成ゴム、 その他の雑貨、機械類（5トン未満、5トン以上共）、モーターサイクル、葉 タバコ（ベール物）、巻取紙、タイヤ、石材、撒貨物（もっこ取り・さらえ）
18 人～21 人 (19.5 人)	袋物（紙・ビニール入）、茶、コルク、銑鉄、地金、生ゴム、ベール物（羊毛・ 麻類・化学合成繊維・石綿）、麻袋（小麦・ミール・ビートパルプ・ふすま）
22 人 以 上 (22.5 人)	青果、冷凍品、鉄屑、冷蔵品

(3)沿岸荷役料金 (参考)

(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)

平成 12 年 11 月 1 日の法律改正に伴い届出料金に移行

I. 適用範囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき 単位円)

品 目				金 額		
				接岸本船船側・はしけ内 ←→上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ←→上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		593	474	
		空		503	402	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		902	722		
	ノックダウン自動車 完成車（重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの）		697	558		
	完成車（重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの）		1,054	843		
包 装 品	袋 物		1,285	1,028		
	ペール物		1,272	1,018		
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類（1 個当り 5 トン未満のもの）		1,256	1,005	
		機 械 類（1 個当り 5 トン以上のもの）		1,054	843	
		青 果 類		1,116	893	
		冷凍品・冷蔵品		—	1,376	
有 姿 貨 物	タイヤ			832	666	
	巻取紙（内地産）			936	749	
	木 材	岸壁揚げのもの	原 木	米国材 南洋材	805	644
			製 材	北洋材	805	644
	非鉄金属類（半製品・鋳鉄・地金）			1,312	1,050	
	鋼 材	一般鋼材（口径 12 インチ未満の鋼管含む）		1,081	865	
		鋼 管（口径 12 インチ以上のもの） コイル		919	735	
	石 材			909	727	
撒 貨 物	小 麦			954	763	
	肥料原料 鉍 礦 石（粉）			1,077	862	
	鉍 礦 石（塊） 特殊鉍礦石					
	砂 糖			840	672	

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場内」の場合

ア 接岸本船船側←→上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拵付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

イ はしけ内←→上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拵付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

② 「接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場前」の場合

ア 接岸本船船側←→上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

イ はしけ内←→上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託料からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員 による区分 昼夜区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼間 (08時30分から 16時30分まで)	18,120	28,950	39,820	50,680	61,540	72,410
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	28,190	45,030	61,940	78,840	95,730	112,640

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては08時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、08時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員 による区分 昼夜区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼間 (08時30分から 16時30分まで)	143,750	229,670	315,910	402,060	488,220	574,450
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	143,750	229,670	315,910	402,060	488,220	574,450

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に併付けるまでの作業。

(1トンにつき 単位円)

袋物・ボール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,075
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,959
エタイズ [®] 貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個あたり5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,850

7. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10. 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。
- (3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1日1トンにつき 単位円)

貨物分類	区分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ（野積場）		12	8
繊維原料類		51	39
青果		51	39
窯製品		61	51
その他の貨物		90	73

- (注)
1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
 2. コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。
 3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

12. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン

数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

14. そ の 他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

沿岸荷役別掲料金

1. 上屋山側入出料金

上屋、野積場山側入れ又は出し料金の作業範囲は次の通りとします。

車側←→上屋、野積場内

(入) 車側にある貨物の上屋、野積場内までの移送及び拼付するまでの作業

(出) 貨物の上屋、野積場内からの搬出及び車側までの移送作業

一 般 貨 物	上屋内料金の 8 割
撒 貨 物	上屋内料金の 3 割

ただし、撒貨物であっても上屋内に蔵置することが原則である貨物及び屑鉄類は一般貨物の料金を適用します。

2. トラック積卸手伝料金

本料金は、沿岸荷役料金の作業範囲Ⅱ－１－(1)及び前項 1 に先行又は継続して行われる車積、車卸作業に適用します。

上屋内料金の 4 割とします。

3. エキストラ・レバー料金（1人につき）

（単位円）

昼 間（08:30～16:30）	27,600	標 準
半 夜（16:30～21:30）	27,600	標 準
後 夜（21:30～04:30）	31,480	標 準

備考 手配取消の場合、手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降作業開始時間（当日 08 時 30 分）1 時間前までに取消の場合は本料金の 6 割、それ以降取消の場合は 10 割とします。

4. 委託者の都合によりトラッククレーン等の手配を取消し、又は待機させた場合は、別途実費を申し受けます。

5. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入とします。

(備考) 前項の 1、2 の料金に対して沿岸荷役料金表の「2. 割増料金」「3. 割引料金」「4. 待機料金」「5. 最低料金」「6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金」「7. 看貫作業料金」「8. 仕訳作業料金」「9. はい替作業料金」「10. 上屋保管料金」及び料金の適用方の規定を準用します。

(4)港湾荷役料金 (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金) (参考)

平成 12 年 11 月 1 日の法律改正に伴い届出料金に移行

I. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金 (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金) は、

- (1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役
- (2) 総トン数 500 トン未満の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金 (船内荷役料金) 又は、港湾荷役料金 (沿岸荷役料金) を適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基 本 料 金

- (1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前
(1 トンにつき 単位円)

品 目			金 額		
			本船内←→ 上屋・野積場内	本船内←→ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入	771	713	
		空	655	606	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		1,882	1,745	
	ノックダウン自動車 完成車 (重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)		1,455	1,349	
完成車 (重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)		2,022	1,861		
包 装 品	袋 物		2,543	2,347	
	べール物		2,487	2,293	
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類 (1 個当り 5 トン未満のもの)		2,807	2,616
		機 械 類 (1 個当り 5 トン以上のもの)		2,022	1,861
		青 果 類		2,073	1,903
冷凍品・冷蔵品		—	4,130		
有 姿 貨 物	タイヤ		1,933	1,807	
	巻取紙 (内地産)		1,236	1,148	
	木 材 (岸壁揚げのもの)	原 木	米 国 材	1,354	1,231
			南 洋 材	1,924	1,801
			北 洋 材	1,488	1,360
	製 材		1,488	1,360	
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)		2,219	2,020	
	鋼 材	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1,865	1,762
鋼 管 (口径 12 インチ以上のもの)		1,586	1,498		
コイル		1,586	1,498		
石 材		2,249	2,111		

撒貨物	小麦 肥料原料 鉍礦石(粉)	1,511	1,366
	鉍礦石(塊) 特殊鉍礦石	2,066	1,903
	砂糖	2,033	1,906

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき 単位円)

品 目				金 額	
				本船内←→ 上屋・野積場内	本船内←→ 上屋・野積場前
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		771	616
		空		654	523
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		1,173	939	
	ノックダウン自動車 完成車 (重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)		906	725	
	完成車 (重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)		1,370	1,096	
包 装 品	袋 物		1,671	1,336	
	ペール物		1,654	1,323	
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類 (1 個当り 5 トン未満のもの)		1,633	1,307
		機 械 類 (1 個当り 5 トン以上のもの)		1,370	1,096
		青 果 類		1,451	1,161
冷凍品・冷蔵品		—	1,789		
有 姿 貨 物	タイヤ		1,082	866	
	巻取紙 (内地産)		1,217	974	
	木 材 (岸壁揚げのもの)	原 木	米 国 材	1,047	837
			南 洋 材	1,047	837
		製 材		1,091	872
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)		1,706	1,365	
	鋼 材	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1,405	1,125
		鋼 管 (口径 12 インチ以上のもの) コイル		1,195	956
石 材		1,182	945		
撒 貨 物	小麦 肥料原料 鉍礦石(粉)		1,240	992	
	鉍礦石(塊) 特殊鉍礦石		1,400	1,121	
	砂糖		1,092	874	

(3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「本船内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

②「本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引きます。

4. 分担金等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 7円

(2) 総トン数500トン未満の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

5. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じた時は1円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(5)はしけ運送料金 (参考)

平成 12 年 11 月 1 日の法律改正に伴い届出料金に移行

I. 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側←→沿岸間又は、沿岸←→沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1 トンにつき 単位円)

品 目	金 額
	港 湾 内 運 送
	通常 の 港 湾 内
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 一 般 包 装 品 有 姿 貨 物	1,242
撒 貨 物	1,120

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 本船船側←→沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

② 沿岸←→沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 運 送	16 時 30 分 から 21 時 30 分 までの間における運送	基本料金の 4 割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 運 送	日 曜 日 ・ 祝 祭 日 における運送	基本料金の 3 割増

3. はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

(1トンにつき 単位円)

品 目	金 額
一 般 包 装 品	131
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 有 姿 貨 物 撒 貨 物	66

(注) 本料金は、1はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあつては2名、その他の貨物にあつては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき66円増しとします。
なお、本料金には、港湾荷役料金(船内荷役料金)に係る所定の割増料金を準用します。

4. 滞 船 料 金

積載貨物トン数1トン1日につき142円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了(はしけ繫留場所に揚荷役を完了して帰着するまで)しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

5. 最 低 料 金

本料金は、1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

6. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

7. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じた時は1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び45 フィート型等は40 フィート型と同じとします。

9. そ の 他

- (1) 特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）、及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

貨物別係数（一貫・船内・沿岸・小型船・はしけ共通）

係数	貨 物 名
1.1	尿素
1.2	ライ麦、大麦、ミトホ [®] ソ [®] ミル、コットンシード [®] ミル、フード [®] スクーリング [®] 、マトン（骨をとったものカートン入）、メイズ、マイロ、大豆
1.3	ドングリ、シット [®] シード [®] 、レーブ [®] シード [®] 、スラックス [®] シード [®] 、マスタート [®] シード [®] 、メイズ [®] ミル、タピオカ（タイ国産紙袋）、各種飼料用ペレット、カブ [®] ロラク [®] ム、ビート [®] パ [®] ル [®] ペ [®] レット（米国産）、米（吹入）
1.4	澱粉（中国産綿袋）、カスター [®] シード [®] ミル、生ゴム
1.5	フェザ [®] ーミル、グランド [®] ナット [®] ミル、コブラ [®] ミル、大豆粕、フィート [®] オート、ニカ [®] ーシード [®] 、シャム [®] シード [®] 、サフラ [®] ワ [®] シード [®] 、魚粉（国内産紙袋）、骨粉、血粉、ポー [®] ラント [®] ペ [®] レット（韓国米吹入）
1.6	レーブ [®] シード [®] ミル、アルモンド [®] セル [®] ミル、冷凍めかじき、りんちょう、さめ（フィール [®] ット）
1.7	モルト、冷凍きはだ、さめ（ドレス）
1.8	カサ [®] ハ [®] ミル、コプラ、ライス [®] ブラン、サフラ [®] ワ [®] ミル、ふすま、カスター [®] シード [®]
2.0	カボ [®] ック [®] シード [®] 、コットン [®] シード [®] 、ビート [®] パ [®] ル [®] ペ [®] レット（欧州産）
2.2	サフラ [®] ワ [®] シード [®]
2.6	カサ [®] ハ [®] ル [®] ツ [®] チップ
2.8	ミックス [®] ア [®] ニ [®] マル [®] フ [®] ー [®] 、キャッス [®] ル [®] フ [®] ー [®] 、ホップ
3.0	ビート [®] パ [®] ル [®] （中国産）、マトン（首なし麻袋入）
3.3	メイズ [®] コブ [®] ミル

備考

- (1) 上記貨物については重量をもって計算し、それぞれの係数を重量トンに乗じた数を計算トン数とする。
- (2) 上記に記載のない貨物については、類似貨物の係数を適用する。

(6)輸出貨物船積料金（参考）

平成 12 年 11 月 1 日の法律改正に伴い届出料金に移行

I. 適用範囲

この輸出貨物船積料金は、輸出貨物（個品輸送貨物に限る。）の上屋入れより本船船側までの港湾運送を一貫して行う場合に適用します。

なお、本料金には、船積に係る事務処理業務を含みます。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合

（1 トンにつき 単位円）

品 目		船積料金	分担金等	はしけ内荷捌料金	合 計
ユ ニ タ イ ズ 貨 物	パレタイズ貨物	4,406.00	17.25	66.00	4,489.25
	ロックダウン自動車・完成車（重量 5 t 未満 且つ容積 20 t 未満のもの）	4,047.00	17.25	131.00	4,195.25
包 装 品	カートン ケ ー ス	雑貨類	17.25	131.00	5,730.25
		機械類（1 個当り 5 t 未満のもの）			
	クレート	機械類（1 個当り 5 t 以上のもの）	17.25	131.00	5,377.25

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下 5 % 以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金が適用される場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

(2) 上屋入れよりバンニングの上、CY 渡しの場合

（1 トンにつき 単位円）

品 目	船積料金	分担金等	合 計
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	4,900.00	9.00	4,909.00
雑貨類・機械類（1 個当り 5 トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	4,944.00	9.00	4,953.00
ユニタイズ貨物、ロックダウン自動車及び完成車、機械類（1 個当り 5 トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	4,315.00	9.00	4,324.00

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下 5 % 以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、CY までのドレイエージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。

(3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合

輸出貨物を上屋戸前で受け・はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業

② 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合

輸出貨物を上屋（コンテナフレートステーションを含む）戸前で受け、バンニングの上CYへ移送するまでの作業

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金等に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 最低料金

本料金は、1件の請求金額が当該貨物に係る基本料金の1トン分に満たない場合に適用し、1件の請求額が1トン分に満たない場合は1トン分とします。

3. 分担金等

区 分	金 額	
	上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合	上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合
(1) 港湾福利分担金	9円20銭	4円80銭
(2) 労働安定基金	8円05銭	4円20銭

4. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

5. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

6. その他

(1) 本料金を適用する作業において、半夜及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）、はしけ運送料金及び検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

- (3) 次の費用については実費を申し受けます。
- ① 航路別（方面別）優先使用方式による公共埠頭の公共上屋に搬入された貨物を、当該埠頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横持ちする場合の横持ち費用
 - ② 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合のCYまでのドレイエージの費用及びバンニング時のラッシングの費用
 - ③ 委託者の要求により、少量貨物につき、特にはしけを使用した場合の費用
 - ④ 委託者の要求により、貨物の荷造、改装、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(7)サイロ港湾作業料金（参考）

平成 12 年 11 月 1 日の法律改正に伴い届出料金に移行

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金

(メイズ・マイロ・大豆・大麦・ライ麦)

(1 トンにつき 単位円)

作 業 の 種 類		基本料金
吸揚げ一貫作業	外航船にかかる作業	1,188
	500 総トン以上の内航船に係る作業	1,161
	はしけ又は 500 総トン未満の内航船に係る作業	985
吸揚機による積替作業	500 総トン以上の内航船に係る作業	532
	はしけ又は 500 総トン数未満の内航船に係る作業	509
積込作業		438

(注) 小麦については、本料金の 85%を基本料金とします。

菜種については、本料金の 108%を基本料金とします。

2. 割増料金

種 別	内 容		割 増 率
半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分 までの間における作業	吸揚一貫作業及び積込作業	基本料金の 2.5 割増
		吸揚機による積替作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日 作業	日曜日・祝祭日における作 業	吸揚一貫作業、吸揚機による積替 作業及び積込作業	基本料金の 6 割増
雨天、雪天作業	雨天、雪天時における作業		基本料金の 1 割増

3. 諸 料 金

(1) 待機料金

(1 人 1 時間につき 単位円)

昼 夜 区 分	料 金
昼 間 (08 時 30 分から 16 時 30 分まで)	3,236
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	5,033

4. 分担金等

区 分	金 額	
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1 トンにつき	4 円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1 トンにつき	3 円 50 銭

5. 消費税及び地方消費税の加算

料金の総額に消費税率を乗じて計算します。

II. 料金の適用方

1. 適用範囲

このサイロ港湾作業料金は、メイズ・マイロ・大豆・大麦・ライ麦又は小麦・菜種について岸壁に設置された吸揚機（ニューマチックアンローダー、S・K・Tチェーンコンベア等）を使用して船内荷役及び沿岸荷役の双方又はいずれか一方を行う場合に適用します。

2. 作業範囲

サイロ港湾作業料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

(1) 吸揚一貫作業

本船内又ははしけ内より吸揚機により貨物を吸揚げ、計量の上、直接搬入用自動運搬機によりサイロビンに投入するまでの作業とします。

なお、この場合、機械下船内作業を含むものとします。

(2) 吸揚機による積替作業

本船内より貨物を吸揚げ、横持搬送することなく直接内航船又ははしけに積込むまでの作業とします。

なお、この場合、機械下船内作業を含むものとします。

(3) 積込作業

サイロビン内の貨物を搬出用自動運搬機により内航又ははしけに積込むまでの作業とします。

3. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜作業割増

16時30分より21時30分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日作業割増

日曜日・祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。

(3) 雨天・雪天作業割増

委託者の要求により雨天・雪天時において作業を行なった場合に、所定の雨天・雪天作業割増を適用します。

4. 諸 料 金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

待機等諸料金

- (1) 本料金は、待機が生じた場合、作業手配の取消があった場合又は半端作業等が生じた場合に適用します。

ただし、それらの場合が港湾運送事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

- (2) 待機が生じた場合における本料金は、昼間作業にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては16時30分から21時30分までの間の待機について適用します。
- (3) 作業手配の取消があった場合における本料金は、次のとおりとします。
 - ① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間以上を経過してからの取消について昼間の料金の7時間分とします。
 - ② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消について、半夜の料金の4.5時間分とします。
- (4) 半端作業等が生じた場合における本料金は、半端作業等の請求金額が昼間作業にあつては昼間の料金の7時間分、半夜作業にあつては半夜の料金の4.5時間分に満たないとき、その請求金額を含めて、それぞれ昼間の料金の7時間分、半夜の料金の4.5時間分とします。

5. 消費税及び地方消費税の加算

免税となる取引には適用しません。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量によるものとします。
- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。
- (3) 消費税及び地方消費税の加算については、
 - ① 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。
 - ② 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

7. そ の 他

- (1) 特殊貨物（変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（特殊船の荷役、荒天時荷役）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲において当事者間の取極め又は、慣習によります。
- (3) 委託者の要求により、陸上に設置の搬送設備による搬送機を使用した場合の費用は実費を申し受けます。

(8)その他荷役料金 (参考)

平成 12 年 11 月 1 日の法律改正に伴い届出料金に移行

1. 上屋入れより接岸本船へ移送し本船積する場合

(1 トンにつき 単位円)

品 目	船積料金	分担金等	合 計
パレタイズ貨物	3,752.50	9.75	3,762.25
一 般 雑 貨	5,074.40	9.75	5,084.15

- (注) (1) 本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下 5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。
- (2) 接岸本船へ横持ちするトラック料金を別途申し受けます。
- (3) 本料金を適用する作業において、半夜及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される沿岸荷役料金、検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途申し受けます。

2. 保管料は搬入日より 1 日 1 トンにつき 67 円を別途申し受けます。

3. 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸しが出来ない場合、手伝料金として 1 トンにつき、259 円を別途申し受けます。

4. 船積事務処理費

本料金は、次の輸出貨物船積ケース別に対する関連業務及び諸事務行為の対価であります。

- (1) 工場又は荷主側にてコンテナ詰めを行い直行 C Y 渡しの場合
全品目 1 トンにつき 1,210 円を申し受けます。
- (2) 上屋入れ後 C F S へ搬入又は工場等から C F S へ搬入する場合
全品目 1 トンにつき 1,340 円を申し受けます。
- (3) 1 荷口の最低料金
全品目 1 件につき 7,000 円を申し受けます。

5. 危険品輸出船積料金は、個別協議料金とします。

6. 引取り貨物料金

上屋入れより保管、倉出し、車積みまでの作業

- (1) 外貨引取

(1 トンにつき 単位円)

貨 物 名	金 額
一 般 貨 物	4,280.00

- (注) 保管料は搬入日より 1 日 1 トンにつき 67 円を別途申し受けます。

(2) 内貨引取り

(1トンにつき 単位円)

貨物名	金額
一般貨物	3,610.00

(注) 保管料は搬入日より1日1トンにつき67円を別途申し受けます。

7. 附 帯 作 業

(1) 輸出貨物改品検査料 (荷繰り、倉出し入れ作業料、運搬料、開梱作業料を含む)

1個 1トン以下のもの 1個につき 6,000円

1個 1トンを超え2トン以下のもの 1個につき 7,500円

ただし、1個につき2トンを超える貨物、現場検査及びコンテナ扱いの場合は、実費を申し受けます。

(2) 輸出貨物マーク訂正料 (刷込を含む)

カートン 1個につき 500円

木箱 1個につき 1,230円

ただし、1トンを超える貨物は実費を申し受けます。

8. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

(9)検数料金 (参考)

平成 18 年 5 月 15 日の法律改正に伴い届出料金に移行

I. 適用範囲

この料金は、検数作業を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1 トンにつき 単位円)

品 目		料 金	
コ ン テ ナ	実 入	95.80	
	空	91.30	
ユニタイズ貨物 ノックダウン自動車		135.70	
袋 物・パ ー ル 物		180.70	
冷 凍 品 ・ 冷 蔵 品		375.60	
木 材	水 落 し も の	南 洋 材 100.60 そ の 他 材	
	岸 壁 上 げ も の	164.70	
鋼 管 (口 径 12 イ ン チ 以 上) 鉄 鋼 コ イ ル		135.70	
一 般 鋼 材 (工 場 専 用 岸 壁 扱 い の も の)		228.10	
専 用 船 揚 積 貨 物	コ ン テ ナ	実 入	62.70
		空	59.80
	ノックダウン自動車		95.50
	パ ー ル プ		124.00
一 般 雑 貨		267.50	

(注) (1) 木材 (原木のプレスリング状態のものに限る) については、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

(2) コンテナ詰又はコンテナ出される貨物に係る基本料金は、次のとおりとします。

(1 トンにつき 単位円)

袋物・パ ー ル 物 及 び こ れ ら に 類 似 し た 作 業 能 率 の も の	349.70
雑貨類・機械類 (1 個 当 り 5 トン未満のもの) 及 び こ れ ら に 類 似 し た 作 業 能 率 の も の	329.00
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及 び 完 成 車、機 械 類 (1 個 当 り 5 トン以上のもの) 及 び こ れ ら に 類 似 し た 作 業 能 率 の も の	309.50

(3) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

長期大量割引

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から引きします。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの取扱量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

昼 夜 区 分	料 金
昼 間 (08時30分から 16時30分まで)	4,557
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	7,089

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

昼 夜 区 分	料 金
昼 間 (08時30分から 16時30分まで)	36,150
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	36,150

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配の取消の場合

- ① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消について

は、昼間作業の最低料金を適用します。

- ② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

荷役開始後における中止又は少量作業、或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額が、それぞれの最低料金に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

6. 撤穀飼類の受渡に係る書類作成料（メイズ・マイロ・大豆・大麦）

（1 トンにつき 単位円）

	料 金
書 類 作 成 料	42.50

7. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1 トンにつき 40 銭
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1 トンにつき 35 銭

8. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

9. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入り・空とも 20 フィート型は 1 個当り 32 トン、40 フィート型は 1 個当り 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

10. そ の 他

- (1) 特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時作業及び特殊作業（海難船作業・防波堤外作業・荒天時作業・特殊船作業・荷印、仕訳を伴う作業等）の場合は、料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (2) 工場専用岸壁における検数付帯作業については、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

- (3) 出張検数を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
- (4) 委託者の要求により、ブロックストウェージ作業・パレタイズ立合作業・輸出免状整理作業を行った場合及び特別な書類（ファイナルストウェージプラン・コンテナロードプラン・コンテナ詰証明書・輸入ボートノート等）を作成した場合は、実費を申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(10)鑑 定 料 金 (参考)

平成 18 年 5 月 15 日の法律改正に伴い届出料金に移行

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(単位 円)

種 目	基 準	金 額						
1. 倉 口 検 査	3 倉まで	21,330						
	4 倉から 1 倉につき	5,980						
2. 積 付 検 査								
(1) 普 通 貨 物	積込トン数 1,000 トンまで	22,660						
	1,000 トンを超える場合は、超えるトン数について 100 トンまでを増すごとに	1,580						
(2) 特 殊 貨 物	積込トン数 200 トンまで	22,660						
	200 トンを超える場合は、超えるトン数について 10 トンまでを増すごとに	364						
(3) 危 険 物	積込トン数 200 トンまで	34,010						
	200 トンを超える場合は、超えるトン数について 10 トンまでを増すごとに	545						
3. はしけ、機帆船等 (デッドウェイトスケールを有しないものに限る。)の積荷重量検定	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">1 隻につ</td> <td style="border: none;">{ 検定トン数 100 トンまで</td> <td style="border: none;">16,540</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">き</td> <td style="border: none;">{ 100 トンを超える場合は、超えるトン数 10 トンまでを増すごとに</td> <td style="border: none;">725</td> </tr> </table>	1 隻につ	{ 検定トン数 100 トンまで	16,540	き	{ 100 トンを超える場合は、超えるトン数 10 トンまでを増すごとに	725	
1 隻につ	{ 検定トン数 100 トンまで	16,540						
き	{ 100 トンを超える場合は、超えるトン数 10 トンまでを増すごとに	725						
4. 本船、油槽はしけの液量検定及び検査								
(1) 液 量 検 定	(イ) 本 船 油 槽							
	1 槽 1 測度につ	6,710						
	き { 鉱油	12,050						
	動・植物油・化学成品及び液化ガス	33,340						
	危険物							
	ただし、同時に 3 槽以上検定した場合は、3 槽目から							
	1 槽 1 測度につ	4,670						
	き { 鉱油	8,430						
	動・植物油・化学成品及び液化ガス	23,360						
	危険物							
	(ロ) 油 槽 は し け							
	{ 鉱 油							
	検定量 1 キロリットルにつき	46.70						
	{ 動・植物油及び化学成品							
	検定量 1 トンにつき	100.30						
	{ 危 険 物							
	検定量 1 キロリットル又は 1 トンにつき	246						

種 目	基 準	金 額					
(2) 清 掃 検 査	(イ) 本 船 油 槽						
	1 槽につき	<table border="0"> <tr><td rowspan="2">}</td><td>鉱油・化学成品</td><td>17,430</td></tr> <tr><td>動・植物油</td><td>24,250</td></tr> </table>	}	鉱油・化学成品	17,430	動・植物油	24,250
	}	鉱油・化学成品		17,430			
		動・植物油	24,250				
	ただし、同時に 2 槽以上検査した場合は、2 槽目から						
	1 槽につき	<table border="0"> <tr><td rowspan="2">}</td><td>鉱油・化学成品</td><td>12,050</td></tr> <tr><td>動・植物油</td><td>17,050</td></tr> </table>	}	鉱油・化学成品	12,050	動・植物油	17,050
}	鉱油・化学成品	12,050					
	動・植物油	17,050					
(ロ) 油 槽 は し け							
1 槽につき	<table border="0"> <tr><td rowspan="2">}</td><td>鉱油・化学成品</td><td>8,340</td></tr> <tr><td>動・植物油</td><td>14,370</td></tr> </table>	}	鉱油・化学成品	8,340	動・植物油	14,370	
}	鉱油・化学成品		8,340				
	動・植物油	14,370					
5. 貨物の損害並びに原因鑑定	検査貨物の製品価格の 0.7%以内とします。						

(注) (1) 倉口検査において特に連続在船を依頼された場合は、7 割増した金額を基本料金とします。

(2) 積付検査において貨物移動防止の検査をあわせて行った場合は、5 割増した金額を基本料金とします。

(3) 積付検査において普通貨物で特に連続在船を依頼された場合は、7 割増した金額を基本料金とします。

2. 割 増 料 金

種 別	内 容	割増率又は金額
作 業 割 増	(1) 半 夜 作 業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業 毎 1 時間につき 2,433 円
	(2) 日 曜 日 ・ 祝 祭 日 作 業	日曜日・祝祭日における作業 8 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業 毎 4 時間以内につき 9,726 円
	(3) 雨 天 ・ 雪 天 作 業	雨天・雪天時における作業 基本料金の 1 割増

3. 最 低 料 金

(1) 液量検査に係る最低料金は、一件につき

本船油槽……………24,970 円

油槽はしけ……………20,960 円

ただし、危険物の場合は……………49,900 円

(2) 清掃検査に係る最低料金は、1 隻につき……………24,020 円

(3) 貨物の損害並びに原因鑑定に係る最低料金は、一件につき……………26,780 円とします。

4. 諸 料 金

(1) 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎 4 時間以内につき……………13,978 円

(2) 検査報告書発行手数料

① 3通までは、無料とし、4通目から写し1枚につき……………426円

② 再発行の場合、1枚につき……………856円

③ サインドコピーは①及び②の5割増となります。

(3) 下記の鑑定料金種目につき、検査作業日数が2日以上にわたった場合は、2日目から基本料金のほかに1日につき21,807円を申し受けます。

種目 1. 倉口検査

4.(2) 清掃検査

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この鑑定料金は鑑定検査を行う場合に適用します。

2. 特殊貨物とは、重量品（1個5トン以上のもの）、かさ高品（1個5トン以上のもの又は12メートル以上の長尺物）、甲板積貨物（船の暴露甲板へ積まれるもの）、その他特別の積付、運送又は保管を要するものをいいます。

3. 危険物は次のとおりとします。

火薬類、高圧ガス、腐しよく性物質、毒物類、放射性物質等、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、有害性物質。

4. 清掃検査において

(1) 総トン数1,000トン未満の沿海・平水区域を航行区域とする船舶については、左右両舷をもって1槽とみなします。

(2) 同一港域内で油槽はしけの代用として使用される船舶並びに平水区域を航行区域とする船舶は、油槽はしけとみなします。

5. 料金表に記載のない種目

基本料金表に記載のない種目については、基本料金表記載の種目と類似している場合はその料金を適用し、類似種目がない場合は委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

6. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜作業割増

16時30分から21時30分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日作業割増

日曜日、祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日、祝祭日作業割増を適用します。

(3) 雨天・雪天作業割増

雨天、雪天時における作業を行った場合は、所定の雨天・雪天作業割増を適用します。

7. 諸 料 金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、検査のため待機した場合に適用します。

ただし、待機事由が、鑑定事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 検査報告書発行手数料

本料金は、特別な証明書並びに通常以上の証明書枚数を発行した場合に適用します。

(3) 諸料金(3)項の料金は、倉口検査、清掃検査の種目において、検査作業日数が2日以上にわたった場合に適用します。

8. 消費税及び地方消費税の加算

免税となる取引には適用しません。

9. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(3) 消費税及び地方消費税の加算については、

(イ) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

10. 実 費

(1) 委託者の要求により、出張検査を行った場合は、実費を申し受けます。

(2) 貨物の損害並びに原因鑑定に際し、分析を行った場合は、実費を申し受けます。

(3) 委託者から通常の検査、鑑定以外の特別な検査、検定又は鑑定を要求された場合の費用については、実費を申し受けます。

11. そ の 他

(1) 荒天作業、防波堤外作業、深夜作業、早朝作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲において当事者間の取極め又は慣習によります。

(11)検査料金(参考)

平成 18 年 5 月 15 日の法律改正に伴い届出料金に移行

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(単位 円)

種 目	基 準	金 額
1. 船体又は属具現状検査	総トン数 3,000 トン以下 (船体及び属具それぞれにつき) 3,000 トンを超えるトン数に対しては 1,000 トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。	68,000 4,400
2. 船体又は機関の損傷原因又は状態検査	船体及び機関それぞれにつき 総トン数 3,000 トン以下 3,000 トンを超える総トン数に対しては 1,000 トン以下を増すごとに ただし、 (1) 損傷原因及び状態検査それぞれにつき申し受けます。 (2) 損傷程度大なるとき、又は特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。 (3) 修繕費の算定を併せ申込を受けたときは次の料金を加算します。 修繕費査定額 600 万円以下 600 万円を超え 1,000 万円まで 1,000 万円を超え 2,000 万円まで 2,000 万円を超え 3,000 万円まで 3,000 万円を超えるものについては	68,000 4,400 79,000 105,000 143,000 182,000 220,000
3. はしけの損害検査及び遭難原因鑑定	1 隻につき ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。	68,000
4. 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定	1 件につき ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します	68,000
5. 船内燃料及び清水の数量検定	(1) 油量検定：1 槽につき (2) 清水量検定：1 槽につき ただし、最低料金 1 槽につき	9,300 6,300 47,000
6. シフティングボードの施設検査	2 倉以下 3 倉目から 1 倉につき ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。	34,500 9,600

種 目	基 準	金 額
7. 船体堪航性検査	<p>総トン数 1,000 トン以下</p> <p>1,000 トンを超えるトン数に対しては</p> <p>1,000 トン以下を増すごとに</p> <p>ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。</p>	<p>76,000</p> <p>9,600</p>
8. 回航検査	<p>被曳船 1 隻につき</p> <p>(1) 全長 50 メートル未満</p> <p>(2) 全長 50 メートル以上 85 メートル未満</p> <p>(3) 全長 85 メートル以上 100 メートル未満</p> <p>(4) 全長 100 メートル以上</p> <p>50 メートル未満の浚渫船、起重機船等は(2)の料金を申し受けます。</p> <p>曳航距離</p> <p>150 海里以上 500 海里未満</p> <p>500 海里以上 1,500 海里未満</p> <p>1,500 海里以上 2,500 海里未満</p> <p>2,500 海里以上 5,000 海里未満</p> <p>5,000 海里以上</p> <p>ただし、特に手数を要したときはその程度により上記合計金額の 8 割以内を割増します。</p> <p>発電バージ、オイルリグ、フローティングドック等の特殊物件及び、自力回航検査は上記料金にかかわらず別途委託者と協議します。</p>	<p>97,000</p> <p>139,000</p> <p>185,000</p> <p>230,000</p> <p>5 割増</p> <p>10 割増</p> <p>15 割増</p> <p>20 割増</p> <p>30 割増</p>

種 目	基 準	金 額	
9. 船舶受渡時の検査	総トン数 3,000 トン以下の船舶	110,000	
	総トン数 3,000 トンを超え 5,000 トンまでの船舶	141,000	
	総トン数 5,000 トンを超え 7,500 トンまでの船舶	165,000	
	総トン数 7,500 トンを超え 10,000 トンまでの船舶	184,000	
	総トン数 10,000 トンを超え 12,500 トンまでの船舶	204,000	
	総トン数 12,500 トンを超え 15,000 トンまでの船舶	225,000	
	総トン数 15,000 トンを超え 17,500 トンまでの船舶	243,000	
	総トン数 17,500 トンを超え 20,000 トンまでの船舶	263,000	
	総トン数 20,000 トンを超え 25,000 トンまでの船舶	271,000	
	総トン数 25,000 トンを超え 30,000 トンまでの船舶	293,000	
	総トン数 30,000 トンを超え 35,000 トンまでの船舶	316,000	
	総トン数 35,000 トンを超え 40,000 トンまでの船舶	339,000	
	総トン数 40,000 トンを超え 45,000 トンまでの船舶	359,000	
	総トン数 45,000 トンを超え 50,000 トンまでの船舶	383,000	
	総トン数 50,000 トンを超える船舶については 10,000 トン以下を増すごとに	24,000	
	ただし、残油水の検査を同時に行った場合、5 槽までは 上記料金に含まれるものとし、6 槽目から 1 槽につき、 を加算します。	3,500	
	10. 船倉内の容積検査	(1) 倉内積荷占有容積	1 倉につき検定量 100 トン以下
100 トンを超えるトン数に対しては 10 トン以下を増すごとに			160
(2) 倉内空積	4 区画以下	ただし、① 仕向港別検定の場合	5 割増
		② 最低料金 1 隻につき	65,000
		5 区画目から 1 区画につき	5,000
11. 船倉の清掃検査	2 倉以下 3 倉目から 1 倉につき	ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以 内を割増します。	65,000
			13,500

種 目	基 準	金 額
12. 船価鑑定	<p>1隻につき</p> <p>① はしけ ただし、特殊はしけは④作業船の料金を適用します。</p> <p>② $\left\{ \begin{array}{l} \text{機 帆 船} \\ \text{汽 艇} \\ \text{油槽はしけ} \end{array} \right\}$</p> <p>③ 汽 船 総トン数 100 トン以下 108,000 総トン数 100 トンを超え 3,000 トンまで 132,000 総トン数 3,000 トンを超え 5,000 トンまで 201,000 総トン数 5,000 トンを超え 10,000 トンまで 303,000 総トン数 10,000 トンを超え 50,000 トンまで 350,000 総トン数 50,000 トンを超えるもの 415,000</p> <p>④ 作業船等 185,000</p> <p>⑤ 漁 船 総トン数 100 トン以下 127,000 総トン数 100 トンを超え 1,000 トンまで 162,000 総トン数 1,000 トンを超えるもの 198,000</p> <p>ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。</p>	<p>65,000</p> <p>83,000</p> <p>108,000</p> <p>132,000</p> <p>201,000</p> <p>303,000</p> <p>350,000</p> <p>415,000</p> <p>185,000</p> <p>127,000</p> <p>162,000</p> <p>198,000</p>
13. はしけ、機帆船の 載貨重量測度又は測 度表示	<p>載貨重量トン数 100 トン以下 $\left\{ \begin{array}{l} \text{はしけ} \\ \text{機帆船} \end{array} \right\}$</p> <p>100 トンを超えるトン数に対しては</p> <p>10 トン以下を増すごとに $\left\{ \begin{array}{l} \text{はしけ} \\ \text{機帆船} \end{array} \right\}$</p> <p>ただし、測度と測度表示を同時に行った場合は 3 割増とします。</p>	<p>32,000</p> <p>40,000</p> <p>2,900</p> <p>3,900</p>

種 目	基 準	金 額
14. タンク計測		
(1) 通常計測	<p>① 陸上油槽</p> <p>油槽容量</p> <p>500 キロリットル以下 200,000</p> <p>500 キロリットルを超え 1,000 キロリットルまで 220,000</p> <p>1,000 キロリットルを超え 5,000 キロリットルまで 340,000</p> <p>5,000 キロリットルを超え 10,000 キロリットルまで 450,000</p> <p>10,000 キロリットルを超え 20,000 キロリットルまで 520,000</p> <p>20,000 キロリットルを超え 30,000 キロリットルまで 560,000</p> <p>30,000 キロリットルを超え 40,000 キロリットルまで 580,000</p> <p>40,000 キロリットルを超え 50,000 キロリットルまで 630,000</p> <p>50,000 キロリットルを超え 75,000 キロリットルまで 650,000</p> <p>75,000 キロリットルを超え 100,000 キロリットルまで 690,000</p> <p>100,000 キロリットルを超え 150,000 キロリットルまで 700,000</p> <p>150,000 キロリットル以上 720,000</p> <p>② 特殊型油槽 球形タンク、枕型タンク、地下タンク及び液化ガスタンク（冷凍型）の場合 ①の5割増</p> <p>③ 油槽船（油槽はしけを含む）</p> <p>1 槽又は1 区画の容量</p> <p>100 キロリットル以下 110,000</p> <p>100 キロリットルを超え 200 キロリットルまで 150,000</p> <p>200 キロリットルを超え 300 キロリットルまで 180,000</p> <p>300 キロリットルを超え 400 キロリットルまで 200,000</p> <p>400 キロリットルを超え 500 キロリットルまで 220,000</p> <p>500 キロリットルを超え 750 キロリットルまで 240,000</p> <p>750 キロリットルを超え 1,000 キロリットルまで 260,000</p> <p>1,000 キロリットルを超え 1,500 キロリットルまで 270,000</p> <p>1,500 キロリットルを超え 2,000 キロリットルまで 280,000</p> <p>2,000 キロリットルを超え 3,000 キロリットルまで 300,000</p> <p>3,000 キロリットルを超え 4,000 キロリットルまで 310,000</p> <p>4,000 キロリットルを超え 5,000 キロリットルまで 320,000</p> <p>5,000 キロリットルを超え 7,500 キロリットルまで 330,000</p> <p>7,500 キロリットルを超え 10,000 キロリットルまで 350,000</p> <p>10,000 キロリットルを超え 15,000 キロリットルまで 370,000</p> <p>15,000 キロリットル以上 390,000</p> <p>ただし、計測に特に手数を要したときはその程度により8割以内を割増します。</p>	
(2) 特殊計測	<p>特殊な器具を使用して計測する場合、上記①、②については、①の料金の10割増以上、③については、③の料金の10割以上とします。</p>	

種 目	基 準	金 額																					
<p>15. 陸上油槽の液量検 定ならびに検査</p> <p>(1) 液 量 検 定</p> <p>(2) 清 掃 検 査</p>	<p>① 1槽の検定量につき</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="571 454 598 562">{</td> <td data-bbox="598 454 1013 488">原油及び重油</td> <td data-bbox="831 454 1013 488">1キロリットル</td> <td data-bbox="1061 454 1141 488"></td> <td data-bbox="1300 454 1364 488">6.50</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="598 488 1013 521">鉱油（上記以外）</td> <td data-bbox="831 488 1013 521">1キロリットル</td> <td data-bbox="1061 488 1141 521"></td> <td data-bbox="1300 488 1364 521">11.30</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="598 521 1013 555">動植物油、化学成品類及び液化ガス</td> <td data-bbox="1061 521 1141 555">1トン</td> <td data-bbox="1061 521 1141 555"></td> <td data-bbox="1300 521 1364 555">26.30</td> </tr> </table> <p>ただし、</p> <p>ア、鉱油（原油及び重油を含む）については、</p> <p>5,000キロリットルを超え 10,000キロリットルまでについては、5,000キロリットルを超えるキロリットル数に対し上記料金の2割引</p> <p>10,000キロリットルを超え 20,000キロリットルまでについては、10,000キロリットルを超えるキロリットル数に対し上記料金の4割引</p> <p>20,000キロリットルを超えるキロリットル数については上記料金の6割引</p> <p>イ、化学成品類及び液化ガスについては、</p> <p>5,000トンを超え 10,000トンまでについては、5,000トンを超えるトン数に対し上記料金の2割引</p> <p>10,000トンを超え 20,000トンまでについては、10,000トンを超えるトン数に対し上記料金の4割引</p> <p>20,000トンを超えるトン数については、上記料金の6割引</p> <p>ウ、最低料金</p> <p>② 危険物（身体に障害を与えるおそれのあるもの）は①の20割以内を割増します。</p> <p>1槽につき 容量 1,000キロリットル以下</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="707 1350 734 1413">{</td> <td data-bbox="734 1350 1034 1384">鉱油</td> <td data-bbox="1284 1350 1364 1384">30,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="734 1384 1034 1417">動植物油及び化学成品類等</td> <td data-bbox="1284 1384 1364 1417">37,000</td> </tr> </table> <p>容量 1,000キロリットルを超えるキロリットル数に対しては、1,000キロリットル以下を増すごとに上記料金の3割を加算します。</p> <p>ただし、</p> <p>ア、特に手数を要したときはその程度により8割以内を割増します。</p> <p>イ、前荷が危険物であったときは20割以内を割増します。</p>	{	原油及び重油	1キロリットル		6.50		鉱油（上記以外）	1キロリットル		11.30		動植物油、化学成品類及び液化ガス	1トン		26.30	{	鉱油	30,000		動植物油及び化学成品類等	37,000	<p>6.50</p> <p>11.30</p> <p>26.30</p> <p>46,000</p> <p>30,000</p> <p>37,000</p>
{	原油及び重油	1キロリットル		6.50																			
	鉱油（上記以外）	1キロリットル		11.30																			
	動植物油、化学成品類及び液化ガス	1トン		26.30																			
{	鉱油	30,000																					
	動植物油及び化学成品類等	37,000																					

種 目	基 準	金 額
16. 貨物の現状検査		
(1) 外装または内装	検査個数 20 個以下（外装及び内装それぞれにつき） 20 個を超える個数に対しては 10 個以下を増すごとに ただし、最低料金	10,200 1,340 61,000
(2) 内 容 品	検査貨物の価格の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	61,000
(3) 裸かさ高品、重量品、車両（輸出自動車等を除く）等	検査個数 1 個につき ただし、最低料金	7,900 61,000
(4) 輸 出 貨 物		
① 自 動 車	施検台数 100 台まで 1 台につき 101 台目より 300 台までにつき 1 台につき 301 台目より 500 台までにつき 1 台につき 501 台以上 1 台につき ただし、最低料金	1,000 600 290 130 61,000
② 鋼 材 類	1 トンにつき ただし、最低料金	58 61,000
(5) 個数により難しい貨物	100 トン以下 100 トンを超える貨物については 10 トン以下を増すごとに ただし、最低料金	16,600 350 61,000
17. 製 品 検 査	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000
付 帯 条 件	分析をした場合は分析料金及びその他の付帯費用は別途申し受けます。	
18. 原材料検査		
(1) 鋳鉄、鉄鋼屑の品質又は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	78 76,000
(2) 非鉄金属屑の品質又は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	297 76,000
(3) 木材の品質又は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	326 76,000
(4) 鉄鉱石、石油類及びその他の鋼産物の品質検査	見本採取料金によります。	
(5) その他の原材料の品質又は規格検査	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000
付 帯 条 件	分析をした場合は分析料金及びその他の付帯費用は別途申し受けます。	

種 目	基 準	金 額
19. 見本(試料)採取		
(1) 鉄鉱石及び石炭類	1 トンにつき ただし、最低料金	49 以内 76,000
(2) 非鉄鉱物	1 トンにつき ただし、最低料金	112 以内 76,000
(3) 非金属鉱物	1 トンにつき ただし、最低料金	143 以内 76,000
(4) 各種金属類	1 トンにつき ただし、最低料金	274 以内 76,000
(5) 食品類等	1 トンにつき ただし、最低料金	141 以内 76,000
(6) 液体貨物 (LPG等を含む)	① 船舶油槽 1 槽につき ただし、同時に3槽以上にわたり採取した場合は 3槽目から1槽につき 最低料金 ② 油槽はしけ 1 槽につき ただし、同時に3槽以上にわたり採取した場合は 3槽目から1槽につき 最低料金 ③ 陸上油槽 1 槽につき ただし、同時に2槽以上にわたり採取した場合は 2槽目から1槽につき ④ 容器入 1 個につき 最低料金	11,100 7,600 32,000 6,100 4,500 26,000 32,000 17,600 400 34,000
(7) その他の貨物	検査貨物の価額の0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000
付 帯 条 件	① 特に手続を要したときは上記(1)~(7)の料金の5割増しとします。 ② 危険物(身体に障害を与えるおそれのあるもの)は20割以内を割増します。 ③ 分析をした場合は分析料金及び付帯費用のほかに手数料7,400円以内を申し受けます。	
20. 封印及び解封検査		
(1) 封 印 検 査	① 本船 封印1個につき ただし、最低料金 ② はしけ、機帆船 1 隻につき ただし、ア、同時に3隻以上を検査した場合は 3隻目から1隻につき イ、最低料金 ③ 上記①及び②以外 封印1個につき ただし、最低料金	860 40,000 14,000 8,800 40,000 860 40,000
(2) 解 封 検 査	封印検査料金の3割減とします。 ただし、最低料金	35,000

2. 割増料金

種 別	内 容	割増率又は金額
作 業	(1) 半 夜 作 業 16時30分から21時30分までの間 における作業	毎1時間につき1人 2,433円
	(2) 深 夜 作 業 21時30分から5時までの間におけ る作業	毎1時間につき1人 2,919円
	(3) 早 朝 作 業 5時から8時30分までの間におけ る作業 ただし、深夜から引き続きの場合 は(2)によります。	毎1時間につき1人 2,433円
割 増	(4) 日曜日・祝祭日作 業 日曜日・祝祭日における作業 ① 8時30分から21時30分まで の間における作業 ② 21時30分から8時30分まで の間における作業	毎4時間以内につき1人 9,726円 毎4時間以内につき1人 11,677円
	(5) 荒 天 等 作 業 荒・雨・雪天時における作業及び強 行作業	基本料金の1割増
	(6) 防波堤外作業 防波堤外における作業又は著しく 交通に不便な場所における場合	基本料金の5割増以内

3. 諸料金

(1) 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎4時間以内につき.....13,978円

(2) 検査報告書発行手数料

① 3通までは無料とし、4通目から写1枚につき.....426円

② 再発行の場合は、1枚につき.....856円

③ サインドコピーは①及び②の5割増とします。

(3) 下記の検査種目につき、検査作業日数が2日以上に亘った場合は、2日目から基本料金の他に1日につき21,807円を申し受けます。

- 種目
1. 船体又は属具現状検査
 2. 船体又は機関の損傷原因又は状態検査
 3. はしけの損害検査及び遭難原因鑑定
 4. 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定
 6. シフティングボードの施設検査
 7. 船体堪航性検査
 11. 船倉の清掃検査
 15. (2)清掃検査

(4) 個別に協議して定める料金

- ① 基本料金表又は基本料金表の類似種目によって処理できないものについては、委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。
- ② 天災により作業員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、特別料金を申し受けることがあります。
- ③ 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料

金を決定し申し受けます。

4. 消費税及び地方消費税の加算については、
- (1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。
 - (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

(12)検量料金 (参考)

平成 18 年 5 月 15 日の法律改正に伴い届出料金に移行

◎ 船積貨物検量料金

I. 適用範囲

この料金は、船積貨物検量作業を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 船積貨物検量料金

(1) 基本料金

(1 トンにつき 単位円)

品 目		料 金
一 般 貨 物		274.10
特 定 貨 物	パレタイズ貨物・ノックダウン自動車	229.50
	袋入セメント・袋入肥料	96.20
	一 般 鋼 材	148.90
	冷 凍 品 ・ 冷 蔵 品	287.90

(注) FCL 貨物については、一般貨物は 262.30 円、パレタイズ貨物及びノックダウン自動車は 219.06 円を基本料金とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合は委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヵ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの取扱料が3,000 トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

昼 夜 区 分	料 金
昼 間 (08時30分から 16時30分まで)	2,823
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	4,391

本料金は、昼間作業にあつては、08時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

本料金は、船積貨物検量における1件の請求額が、当該貨物に係る基本料金の4トン分に満たない場合に適用し、1件の請求額が4トンに満たない場合は、4トン分とします。

6. 検量証明書発行手数料

本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。

船積貨物検量証明書については、3通まで1,105円、4通目から1枚につき312円を申し受けます。

7. 検量明細書発行手数料

本料金は、検量明細書を発行する場合に適用します。

検量明細書については、1枚につき312円を申し受けます。

8. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1トンにつき 40 銭
(2) 労働安定基金	各貨物(一律) 1トンにつき 35 銭

9. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

10. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立米をもって1トンとみなします。

11. そ の 他

- (1) 特殊貨物（塵煤・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災、海難貨物等）及び特殊作業（品目、荷印の区分を伴う作業等）の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (2) 通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (3) 出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

船積貨物検量別掲料金

1. 検量申込者の要請により出張して検量を行った場合は、基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

(1) 出張料金

- ① 市内（船積貨物検量指定場所以外）1場所1回につき……………1,560円
- ② 事業所所在地以外の地域
往復に要する日数 毎1日1口につき……………19,500円
ただし、出発及び帰着の日は夫々…………… 9,800円
隣接地及び日帰地方出張の場合 毎1日1口につき…………… 9,800円

(2) 旅 費

- ① 宿泊料（日当を含む）1日につき…………… 17,000円
- ② 交通費 {
 - 乗車賃 片道100キロメートル未満…………… 普通料金
 - 片道100キロメートル以上…………… グリーン料金又は1等料金
 - 特急、急行を使用した場合は特急料金、急行料金を申し受けます。
 - 乗船賃……………グリーン料金又は1等料金
 - 舟車賃…………… 実費

2. 特に手数を要するか又は甚だしく能率不良の貨物の検量については実費を申し受けます。

（備考）本表Ⅱ-3項の割引料金の適用について

- (1) 「同一貨物」とは本料金表（Ⅱ-1）の品目区分によります。
- (2) 「1ヶ月間に2回以上の反復継続」とは同一船積港を基準とします。
- (3) 「1回当りの取扱量が3,000トンを超えること」とは一港一船一請求書を単位とし、かつ同一貨物を基準とします。
- (4) 協議料金及び最低料金については適用対象外とします。

◎ コンテナ詰検定料金

1. 基本料金

- 貨物1トンにつき…………… 384円
ただし、最低料金 1件につき……………25,000円

2. 適用条項

- (1) 本料金はドライコンテナ及びドライカーゴに適用します。
- (2) 重量は1,000キログラムをもって1トンとし、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
- (3) 料金請求のトン数は、容積又は重量のいずれか大なる方によります。

3. 割増料金

- (1) 時間外割増料金（1口1場所につき）
16時30分から21時30分まで 毎1時間につき…………… 2,390円
- (2) 休日割増料金（1口1場所につき）
日曜日及び祝祭日に申込者から施検の要請があった場合は、つぎの割増料金を申し受けます。
8時30分から21時30分まで 毎4時間以内につき……………9,570円
- (3) 貨物自体について特に現状を詳細に記録する必要がある場合、或は貨物の容積、重量を併せ、証明する場合は、基本料金の6割増以内とします。
- (4) 多種類の貨物の積合わせ、複雑な荷姿の貨物の詰込又は、高価品、毀損しやすい貨物の積付等、特に手数を要し、能率不良の場合には実費を申し受けます。

4. 出張料金

- (1) 市内（港頭地区以外） 1場所1回につき……………1,560円
- (2) 宿泊を要する地方出張の場合（1口につき）
出発及び帰着の日は、それぞれ……………9,800円
但し、往路及び帰路に要する日数のうち上記以外の日に対しては
毎1日につき……………19,500円
- (3) 隣接地及び日帰地方出張の場合（1口につき） 毎1日につき……………9,800円

5. 旅 費

(1) 宿泊料（日当を含む） 1日につき……………17,000 円

(2) 交通費

- ① 乗車賃 100キロメートル未満……………普通料金
100キロメートル以上……………グリーン又は1等料金
特急、急行を使用した場合は特急料金、急行料金を申し受けます。
- ② 乗船賃……………グリーン又は1等料金
- ③ 舟車賃……………実費

6. 検定報告書料金

1枚につき……………726 円

7. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

- (備考) ※ コンテナ出し検定についても本料金を適用します。
※ 本表3. 割増料金の(4)にいう実費とは、1日（実労働7時間）1口 50,000 円以上とします。
※ 本表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

◎ 陸揚貨物検量料金

I. 適用範囲

この料金は、陸揚貨物検量作業を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 陸揚貨物検量料金

(1) 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品 目			料 金	
一 般 貨 物			196.50	
特定 貨物	元地袋入	穀 類	226.90	
		ふすま・魚粉等	340.90	
	撒揚袋詰め穀飼類		173.60	
	綿 花 類	アメリカ産、アフリカ産及びこれらに準ずるもの	538.90	
		インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの	302.90	
	冷 凍 品 ・ 冷 蔵 品		379.10	
	銑 鉄		123.80	
	鉄屑・非鉄金属鉱石		147.10	
	木 材	水面 貨物	南 洋 材	172.00
			米材・ニュージーランド材・チリー材	220.10
			北 洋 材	294.00
		陸上 貨物	南 洋 材	273.60
			米材・ニュージーランド材・チリー材	292.60
			北 洋 材	340.60
撒 揚 貨 物	穀飼類・砂糖・肥料原 料	トラックスケールによる場合	150.10	
		ホッパースケールによる場合	67.00	

(注) 穀飼類(撒)で時間当たり、公称作業能力が400トン以上の吸揚機による吸揚作業に係るものについては、1トンにつき59.80円を基本料金とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割 増 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3. 割 引 料 金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者から同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヵ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの取扱量が3,000トンを超えること

ただし、陸揚検量における撒貨物については、本割引制度の適用から除きます。

4. 待 機 料 金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

昼 夜 区 分	料 金
昼 間 (08時30分から16時30分まで)	3,035
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	4,721

本料金は、昼間作業にあつては、08時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 検量証明書発行手数料

本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。

陸揚貨物検量証明書については、4通目から1枚につき312円を申し受けます。

6. 検量明細書発行手数料

本料金は、検量明細書を発行する場合に適用します。

検量明細書については、1枚につき312円を申し受けます。

7. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 40 銭
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 35 銭

8. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

10. そ の 他

- (1) 特殊貨物（塵煤・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災、海難貨物等）及び特殊作業（品目、荷印の区分を伴う作業等）の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (2) 通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (3) 出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
- (4) 委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取り極め又は、慣習によります。

陸揚貨物検量別掲料金

1. 検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は、基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

(1) 出張料金

往復に要する日数 毎1日1口につき……………19,500円

ただし、出発及び帰着の日は夫々…………… 9,800円

隣接地及び日帰地方出張の場合 毎1日1口につき…………… 9,800円

(2) 宿泊料（日当を含む）1日につき…………… 17,000円

(3) 交通費

{	乗車賃	片道100キロメートル未満……………	普通料金
		片道100キロメートル以上……………	グリーン料金又は1等料金
		特急、急行を使用した場合は特急料金、急行料金を申し受けます。	
	乗船賃……………		グリーン料金又は1等料金
	舟車賃……………		実費

2. 特に手数を要するか又は甚だしく能率不良の貨物の検量については実費を申し受けます。

（備考）本表Ⅱ-3項の割引料金の適用について

(1) 「同一貨物」とは本料金表（Ⅱ-1）の品目区分によります。

(2) 「1ヶ月間に2回以上の反復継続」とは同一陸揚港を基準とします。

(3) 「1回当りの取扱量が3,000トンを超えること」とは一港一船一作業場所を単位とし、かつ同一貨物を基準とします。

◎ 農水産物検量料金

1. 検量料金 (1トンにつき)

港湾福利分担金 1 トンにつき 40 銭及び労働安定基金 1 トンにつき 35 銭を含む

- (1) 撒穀飼類 (とうもろこし、マイロ、大豆、各種麦、各種ペレット等)
 - ① トラックスケールによる場合……………150.85 円
 - ② ホッパースケールによる場合…………… 65.75 円

ただし、吸揚機 1 基当りの時間当り公称能力 (計量能力) 400 トン以上の大型サイロについては …………… 60.55 円
- (2) 撒揚袋詰穀飼類……………174.35 円
とうもろこし、マイロ、大豆、各種麦、各種ペレット等
- (3) 元地袋入穀類……………227.65 円
飼料原料用穀類 (とうもろこし、マイロ、ミレット、各種麦等)
油脂原料用穀類 (大豆、綿実、ゴマ等)
食品用穀類 (大豆、コーヒー、ココア、落花生、小豆、各種麦等)
- (4) 元地袋入ふすま、魚粉等……………341.65 円
ペレット類
ミール類 (Feather meal,Ground Nuts meal,Soybean meal,Cobmeal,Fish scrap 等
(但し汚染貨物を除く)
糟糖類 (Bran,Pollard 等)
澱粉類 (Tapioca Starch,Potato Starch 等)
乳脂類 (Milk 類等)

(注) 汚染貨物 (血粉、骨粉等) については冷凍品・冷蔵品の料金を適用します。

1 トンにつき……………379.85 円

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増

3. 諸料金

(1) 待機料金 (1口1時間につき)

昼 間	3,035 円
半 夜	4,721 円

(注)昼間とは、8 時 30 分から 16 時 30 分までの間をいいます。

半夜とは、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間をいいます。

(2) 検量証明書発行手数料

- (イ) 検量証明書 3通まで……………無料
4通目から1枚につき……………312円
(ロ) 検量明細書 1枚につき……………312円

(3) 検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

(イ) 出張料金

- 往復に要する日数 毎1日1口につき……………19,500円
ただし、出発及び帰省の日はそれぞれ……………9,800円
隣接地及び日帰地方出張の場合 毎1日1口につき……………9,800円

(ロ) 宿泊料(日当を含む) 1日につき……………17,000円

- (ハ) 交通費 { 乗車賃 片道100キロメートル未満……………普通料金
片道100キロメートル以上……………グリーン料金又は1等料金
特急、急行を使用した場合は特急料金、急行料金を申し受けます。
乗船賃……………グリーン料金又は1等料金
舟車賃……………実費

(4) 能率不良貨物でトン数により難しい場合は実費を申し受けます。

1人1日当り(実働7時間)……………50,000円以上とします。

(5) 半夜作業割増、日曜日、祝祭日作業割増料金を適用し難しい場合は下記によるものとする。

記

(イ) 時間外割増料金

16時30分より21時30分まで 1時間につき……………2,390円

(ロ) 休日割増料金

8時30分より21時30分まで 4時間未満ごとに……………9,570円

4. 料金の適用方

- (1) 重量は1,000キログラムをもって1トンとし、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
(2) 基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金をそれぞれ基本料金とします。
(3) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(13) 危険物積付検査手数料

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

1. 危険物積付検査手数料

(1) 基本料金

① コンテナ詰されている場合

コンテナ 1 個につき…………… 9,300 円

ただし、6 個以上を同時に検査する場合は

6 個以上 1 個につき…………… 6,950 円

② ①以外の場合

100 個まで…………… 21,000 円

100 個を超え、1,000 個までの個数については

10 個又はその端数につき…………… 320 円

1,000 個を超え、2,000 個までの個数については

10 個又はその端数につき…………… 180 円

2,000 個を超える個数については

10 個又はその端数につき…………… 80 円

ここで、1 個の正味重量（放射性物質等にあつては、容器又は包装の質重を含む。）が 50 キログラムを超えるものについては、50 キログラムを超える 100 キログラム又はその端数ごとに 1 個の割合で算出した個数を 1 個に加えた数とする。

(2) 時間外割増料金

16 時 30 分より 21 時 30 分まで 1 時間につき…………… 1,953 円

21 時 30 分より 5 時まで 1 時間につき…………… 2,344 円

05 時より 08 時 30 分まで 1 時間につき…………… 1,953 円

08 時 30 分より 16 時 30 分まで 1 時間につき…………… 1,953 円

（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日（前記の日を除く））に限る。）

(3) 検査証等交付料

① 検査証交付料

3 通まで…………… 無 料

4 通以上 1 通につき…………… 342 円

② 英訳書交付料

3 通まで…………… 無 料

4 通以上 1 通につき…………… 342 円

2. 旅 費

- (1) 日当（検査事業所所在地より片道 80km 以上の地域に出張した場合）
1日につき..... 2,000 円
- (2) 宿 泊 料 1日につき..... 10,700 円
- (3) 交 通 費..... 実 費

(14) 危険物コンテナ収納検査手数料

平成 26 年 4 月 1 日実施

1. 危険物コンテナ収納検査手数料

(1) 基本料金

コンテナ 1 個につき、当該コンテナに収納される危険物の個数 100 個までを 20,400 円とし、

100 個を超える個数については 10 個又はその端数につき 310 円を加算した額とし、39,900 円を限度とする。

ただし、

① オンライン申請システムを利用して申請する場合は、コンテナ 1 個につき、3,000 円を割引く。

② 一の検査場所又は一の荷主の同一市区町村の検査場所で、過去 1 年間（暦年ベース以下同じ）に検査したコンテナ数又は過去 2 年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が 150 個以上の場合は、同検査場所で翌年度に検査するコンテナにつき次の料金を割り引く。

ア 過去 1 年間に検査したコンテナ数又は過去 2 年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が 150 個以上 750 個未満の場合は、コンテナ 1 個につき 1,500 円を割り引く。

イ 過去 1 年間に検査したコンテナ数又は過去 2 年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が 750 個以上 1,500 個未満の場合は、コンテナ 1 個につき、2,000 円を割り引く。

ウ 過去 1 年間に検査したコンテナ数又は過去 2 年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が 1,500 個以上の場合は、コンテナ 1 個につき、4,200 円を割り引く。

(2) 時間外割増料金

16 時 30 分より 21 時 30 分まで	1 時間につき……………	1,953 円
21 時 30 分より 05 時まで	1 時間につき……………	2,344 円
05 時より 08 時 30 分まで	1 時間につき……………	1,953 円
08 時 30 分より 16 時 30 分まで	1 時間につき……………	1,953 円

（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日（前記の日を除く））に限る。）

(3) 検査証等交付料

① 検査証交付料

3通まで.....	無 料
4通以上1通につき.....	342 円

② 英訳書交付料

3通まで.....	無 料
4通以上1通につき.....	342 円

2. 旅 費

(1) 日当（検査事業所在地より片道 80km 以上の地域に出張した場合）

1日につき.....	2,000 円
------------	---------

(2) 宿泊料 1日につき..... 10,700 円

(3) 交通費 実 費

(15) 有害液体物質の事前処理確認業務手数料

平成 26 年 4 月 1 日現在

I. 確認業務の法的根拠

- (1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号（以下、「海防法」という。）第 9 条の 2 第 1 項に、「何人も、海域において、船舶から有害液体物質を排出してはならない」が、同法同条第 3 項で「事前処理の方法、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に適合するものについては適用しない」としています。
- (2) ただし、海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして施行令で定める有害液体物質（X 類物質等）については、海防法第 9 条第 4 項で、「当該有害液体物質を船舶から排出しようとする者は、その実施する事前処理が政令で定める基準に適合するものであることについて、海上保安庁長官又は海上保安庁長官の登録を受けた者の確認を受けなければならない」としています。

II. 有害液体物質の事前処理の確認業務手数料

- (1) 手数料は次のとおりです。
 - ① 貨物艙の数が 1 艙の場合 26,000 円
 - ② 2 艙以上の場合、26,000 円に 1 艙を増すごとに 10,100 円を加算した額
- (2) その他の付帯費は一切請求しませんが、港域外で事前処理を行う場合、申請者において通船の手配（通船料を含む）をお願いします。

(16) 液状化物質運送許容水分測定、液状化物質水分測定及び液状化物質積付検査手数料

平成 26 年 4 月 1 日現在

I. 液状化物質運送許容水分値測定及び液状化物質水分測定の手数料

1. 液状化物質運送許容水分値測定手数料

(1) 基本料金

測定 1 件につき 41,700 円

(2) 測定表等交付料

① 液体化物質運送許容水分値測定表交付料

3 通まで 無 料

4 通以上 1 通につき 342 円

② 英訳書交付料

3 通まで 無 料

4 通以上 1 通につき 342 円

2. 液状化物質水分測定手数料

(1) 基本料金

500 トンまで 21,500 円

500 トンを超えるトン数については 1 トンにつき 39 円

ただし、60,500 円を限度とするものとする。

(2) 時間外割増料金

16 時 30 分より 21 時 30 分まで 1 時間につき 1,953 円

21 時 30 分より 05 時まで 1 時間につき 2,344 円

05 時より 08 時 30 分まで 1 時間につき 1,953 円

08 時 30 分より 16 時 30 分まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日（前記の日を除く））に限る） 1 時間につき 1,953 円

(3) 測定表等交付料

① 液体化物質水分値測定表交付料

3 通まで 無 料

4 通以上 1 通につき 342 円

② 英訳書交付料

3 通まで 無 料

4 通以上 1 通につき 342 円

3. 旅 費

(1) 日当（検査事業所所在地より片道 80km 以上の地域に出張した場合）	
1 日につき	2,000 円
(2) 宿泊料 1 日につき	10,700 円
(3) 交通費	実 費

II. 液状化物質積付検査手数料

(1) 基本料金	
1 船につき 500 トンまで	28,570 円
500 トンを超えるトン数については	
10 トン又はその端数につき	363 円
(2) 時間外割増料金	
16 時 30 分より 21 時 30 分まで 1 時間につき	1,953 円
21 時 30 分より 05 時まで 1 時間につき	2,344 円
05 時より 08 時 30 分まで 1 時間につき	1,953 円
08 時 30 分より 16 時 30 分まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日（前記の日を除く））に限る）	1 時間につき 1,953 円
(3) 検査証等交付料	
① 検査証交付料	
3 通まで	無 料
4 通以上 1 通につき	342 円
② 英訳書交付料	
3 通まで	無 料
4 通以上 1 通につき	342 円
(4) 旅 費	
① 日当（検査事業所所在地より片道 80km 以上の地域に出張した場合）	
1 日につき	2,000 円
② 宿泊料 1 日につき	10,700 円
③ 交通費	実 費

(17) ばら積み固体貨物密度測定手数料

平成 26 年 4 月 1 日現在

1. ばら積み固体貨物密度測定手数料

(1) 基本料金

密度測定 1 件につき 176,800 円

(2) 時間外割引料金

16 時 30 分より 21 時 30 分まで 1 時間につき 1,953 円

21 時 30 分より 05 時まで 1 時間につき 2,344 円

05 時より 08 時 30 分まで 1 時間につき 1,953 円

08 時 30 分より 16 時 30 分まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日（前記の日を除く））に限る） 1 時間につき 1,953 円

(3) 諸料金

① 密度測定表交付料

3 通まで 無 料

4 通以上 1 通につき 342 円

② 英訳書交付料

3 通まで 無 料

4 通以上 1 通につき 342 円

③ 付帯費用

測定に要した運搬費用その他の付帯費用は別に受ける。

2. 旅 費

(1) 日当（検査事業所所在地より片道 80km 以上の地域に出張した場合）

1 日につき 2,000 円

(2) 宿泊料 1 日につき 10,700 円

(3) 交通費 実 費